

牛久市立保育園移管先法人募集要項

牛久市公立保育園再編計画に基づき、牛久市立栄町保育園（以下「栄町保育園」という。）を民営化するため、設置運営を適正かつ円滑に行い、入園児童及び地域の児童並びにその保護者の福祉の増進を図ることができる法人を募集し、栄町保育園を移管する。

1 業務概要

(1) 業務名

牛久市立保育園移管

(2) 業務内容

「牛久市立保育園移管仕様書」のとおり

(3) 移管年月日（運営開始年月日）

令和 10 年 4 月 1 日

2 契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の候補の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、受注候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

(1) 次のいずれかに該当する法人であり、自ら施設を運営するものであること。

① 社会福祉法に規定する社会福祉法人

② 私立学校法に規定する学校法人※

③ 会社法に規定する株式会社※

※②、③においては、牛久市立保育園移管仕様書 7 頁「12 整備・運営にあたっての補助制度(1)施設整備補助」の対象外となるため留意すること。

(2) 応募日現在において、次のいずれかの運営実績を満たすこと。

① 牛久市内において認可保育所又は幼保連携型認定こども園を 2 年以上運営していること。

② 牛久市外において認可保育所又は幼保連携型認定こども園を 5 年以上運営していること。

(3) 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された保育に関する所管行政庁の監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合で、適正な改善報告がなされており、かつ、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みがあると認められる場合は、この限りではない。

(4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 破産法に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
- (6) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次の全ての項目を満たすこと。
 - ① 直近 2 年間の会計年度において、保育施設等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、2 年以上連続して損失を計上していないこと。
 - ② 直近 2 年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過となっていないこと。
 - ③ 当該保育所等の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有し、安定的かつ継続的な運営が見込めること。
- (7) 認可基準について、茨城県保育所設置認可等要綱に掲げる認可基準を満たすこと。
- (8) 運営基準として牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定を満たすこと。
- (9) 次の欠格事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
 - ② 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に該当するもの。
 - ③ 事業者及び代表者が国税及び市税を滞納していること。
 - ④ 事業者（関連団体も含む）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの。
 - ⑤ 提出書類に虚偽があるもの。
 - ⑥ 応募後、本要項に定めた事業の要件を満たさない場合。
- (10) その他、次の要件を満たすこと。
 - ① 保育事業に熱意と理解を持ち、保育園の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
 - ② 公立保育園から移管施設として、誠意ある対応を行うとともに施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
 - ③ 保護者説明会等の各種説明会へ出席し、自らの言葉で積極的に情報発信できること。
 - ④ 当該施設に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。

4 審査方法

審査は提出された応募書類とプレゼンテーションにより次のとおり実施する。

(1) 一次審査（応募資格審査）

本募集要項に規定する応募資格について、応募書類等により審査する。応募資格審査結果は、応募者に令和 7 年 11 月中旬に郵送により文書で通知する。

(2) 二次審査（書類審査・公開プレゼンテーション）

応募者のうち一次審査を通過した者に対し、「牛久市立栄町保育園移管先法人選考委員会」（以下、「選考委員会」という）による次の審査を行う。

選考は、次の審査を踏まえ別に定める審査基準から総合的に判断して実施し、選考委員会における選考結果の報告を受け、市長が移管先法人を決定する。なお、選考委員会の会議

は、非公開とする。

- ・書類審査及び公開プレゼンテーション

応募書類の内容等に関する書類審査及び公開プレゼンテーションを実施する。

応募者の保育に関する考え方、移管後の保育所の運営方針等について、応募書類に基づき「5 評価の観点」の項目に沿ってプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、令和7年11月下旬を予定しており、日時、場所等は別途通知する。応募者の出席者は、法人理事長または法人運営に係る理事、施設長予定者のほか、担当職員等の計3名以内とし、応募者から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

(3) 留意事項

応募者は選考委員会委員と当該案件の審査の公平性、公正性を害する接触を行ってはならない。不適切な接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

5 評価の観点

評価の観点は、別紙「評価の観点」のとおりとする。

6 結果の公表

選考結果については、牛久市ホームページにて公表予定。

7 質問の受付、回答

移管先法人募集に関して質問があるときは、所定の質問票（様式8）により提出すること。

期限：令和7年9月17日（水）正午まで

提出方法：持参又は電子メール

提出先：「12 問い合わせ先」参照

回答：質問に対する回答は、説明会を通じて行う予定。

その後において質問がある場合は、随時、電子メール等で受付する。

質問の内容については、市公式ホームページ上で公表する。

8 公募説明会及び施設見学会

応募書類の受付に先立ち公募説明会及び施設見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日程

公募説明会及び施設見学会は、次のとおり開催する。

日時：令和7年9月18日（木）午後1時30分～

場所：牛久市役所分庁舎2階第1会議室

(2) 申込方法

「牛久市立保育園移管法人向け公募説明会参加申込書」により提出すること。

期限：令和7年9月16日（火）午後5時まで

提出方法：持参又は電子メール

提出先：問い合わせ先参照

9 応募の手続き

(1) 応募書類

応募書類は、次のとおりとすること。

提出書類：「牛久市立保育園移管申込書 添付書類一覧」を参照すること。

提出形式：提出する書類は、項目ごとにインデックスをつけ、ファイル綴じした上で提出すること。全てA4サイズ(予算書等で縮小すると判読困難なものについては、折り込み可)片面印刷で、提出部数は、正本1部及び副本(コピー可)9部とする。また、申し込みを行う法人が現在運営している施設等のパンフレット等を10部(コピー可)添付すること。

※提出された書類は、理由を問わず返却しない。

提出期間：令和7年9月18日(木)～令和7年10月31日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時)

提出方法：牛久市保健福祉部こども局保育課に直接持参(郵送等による受付はしない。)

(2) 各種書類等の配布について

各種書類等の配布については、次のとおりとする。

配布期間：令和7年9月5日(金)～令和7年10月31日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

配布場所：牛久市保健福祉部こども局保育課(本庁舎1階)

上記に定める配布のほか、市公式ホームページから期間中常時ダウンロード可能。

10 その他留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類について

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。また、提出された書類は理由を問わず返却しない。

(3) 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求めるまたは、聞き取り、調査等を実施する場合がある。

(4) 第三者の権利等

応募書類の作成及び公開プレゼンテーション等にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理すること。

(5) 失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、失格とし審査の対象から除外する。また、移管先法人決定後に発覚した場合については、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

- ① 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ② 応募者及び応募者の関係者が、審査・選考等に対する不当な要求を行った場合
- ③ その他、不正な行為があった場合

(6) 計画の変更

移管先法人として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ、認める場合がある。

(7) その他

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなす。したがって、疑義等については事前に問い合わせること。
- ② 本募集要項の記載内容については、国・県及び市の制度改正に伴い変更する場合がある。
- ③ 本要項に基づき事業者として選定されたとしても、その後県との協議結果その他の理由により認可保育園の設置が認められない場合がある。なお、牛久市はその際に生じた損害その他の一切の責任を負いかねる。
- ④ 本募集要項に定めのない事項または疑義が生じた場合、市と協議して決定する。

11 スケジュール

公募型プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。

日程	スケジュール
令和7年9月5日～令和7年10月31日	募集要項等の配布
令和7年9月5日～令和7年9月17日	質問の受付
令和7年9月18日	栄町保育園募集要項等説明会
令和7年9月18日～令和7年10月31日	応募書類の受付
令和7年11月上旬	一次審査（応募資格審査）結果通知
令和7年11月下旬	二次審査（書類審査、公開プレゼンテーション）
令和7年11月下旬	選定結果通知（移管先法人決定）
令和8年1月	県との設計協議・国補助金事前協議

12 問い合わせ先

担当部署	牛久市保健福祉部こども局保育課
住所	〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1
メールアドレス	hoiku@city.ushiku.ibaraki.jp
電話番号	029-873-2111（内線1761）